

みどり市「電話でバス」運行事業に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 1 0 月 1 日

みどり市長 須藤 昭男

1. 事業概要

(1) 事業名

みどり市「電話でバス」運行事業

(2) 事業内容

みどり市「電話でバス」運行事業仕様書（案）のとおり

(3) 履行期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで

2. 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (2) 破産宣告を受け復権していない者でない者。
- (3) 銀行取引停止処分を受けている者でない者。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定に基づき、更生又は再生手続きをしていない者。
- (5) プロポーザル実施公表の日から受託候補者の特定の日まで、本市が定める入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (6) みどり市暴力団排除条例（平成 24 年みどり市条例第 12 号）第 2 条各号に規定する暴力団又は暴力団員等に該当しない者。
- (7) 法人税、市税、消費税等を滞納していない者。
- (8) その他法令に違反していないこと又は違反するおそれがない者。
- (9) 情報取り扱いについて不正アクセスの防止、紛失、破棄、破壊、漏洩等の防止を図るため、個人情報保護に関する社内ルールや法令順守（コンプライアンス）の仕組みが整備されている者。
- (10) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 4 条の規定に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の許可を有する又は取得見込みの者。
- (11) 過去 5 年間に重大事故（自動車事故報告規則第 2 条に定める事故）を起こしていない者。

3. 手続

みどり市「電話でバス」運行事業に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）等による。

なお、実施要領、仕様書（案）、各種様式等は、みどり市ホームページ上で公開する。

4. 事務局

(1) 所在地

群馬県みどり市笠懸町鹿 2952 (みどり市役所 笠懸庁舎)

(2) 担当窓口

みどり市 政策企画部 企画課 政策調整係

《電子メール》kikaku@city.midori.gunma.jp

《電話番号》 0277-76-0962 (直通)